

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進める上で、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- オープンイノベーションを活用し新規事業や創出に取り組む。
- サプライチェーン全体の情報共有・IT化による業務効率化を行う。
- 専門人材や企業とのアライアンスを図り新たな価値を創造していく。

2. 「振興基準」の遵守

発注者と受注者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、受注者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど受注者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、当社は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

代金は現金で支払います。原則、手形は利用致しません。

③ 知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先の皆様も働き方改革に対応できるよう、受注者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、受注者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時には、できる限り取引関係の継続に配慮します。

2021年10月19日

株式会社 ONE'S BEST
代表取締役 根本 晴人